

引き続き万全の対策を

緊急事態宣言が解除されましたが、感染症の再拡大を防ぐためにも、今後も対策を徹底しましょう。

消毒・除菌を徹底

手や指を清潔に

手や指に付着しているウイルスは、石けんやハンドソープで10秒間もみ洗いし、流水で15秒間すすぐと1万分の1に減らすことができます。

手洗いがすぐにできない場合は、アルコール消毒液による除菌も有効です。ただし、アルコールに過敏な人は注意してください。

身の回りの物も

テーブルやドアノブなどの消毒には、市販の塩素系漂白剤の主成分である「次亜塩素酸ナトリウム」が有効です。

家庭用塩素系漂白剤を、次亜塩素酸ナトリウムの濃度が0.05%になるように薄めて拭いた後、水拭きをしましょう。また、有効な界面活性剤が含まれる家庭用洗剤でも消毒できます。

感染リスクが高まる場面

下記のような場面では感染リスクが高まるとされていますので注意しましょう。

大人数・長時間に及ぶ飲食や飲酒を伴う懇親会

大人数での飲食では大声になり飛沫が飛びやすく、飲酒が伴うと気分が高揚し注意力が低下するとされています。

寮などの狭い空間での共同生活

部屋やトイレなどの生活を共有する空間での感染が疑われる事例が報告されています。

マスクなしでの会話

マスクを着用せずに近距離で会話をすると、飛沫感染のリスクが高まります。車やバスで移動する際も注意が必要です。

仕事の休憩時間

喫煙所・休憩室・更衣室など、居場所が切り替わることで気が緩み、感染が拡大した事例が確認されています。

人との接触を減らすポイント

感染の拡大を防ぐには、人との接触を減らすことが大切です。下記の項目を参考にしてください。

買い物をするときは

- 計画を立てて少人数で混雑していない時間帯に行く
- キャッシュレス決済を利用する
- サンプルなど展示品への接触は控える
- レジに並ぶときは前後にスペースをとる
- 通信販売を積極的に利用する

会食するときは

- 大人数や長時間に及ぶ飲食は控える

- 料理は個々に配膳する

- 飲み会はオンラインを活用するなど工夫して行う

運動するときは

- 筋力トレーニングやヨガなどは自宅で行う
- ジョギングや散歩は少人数で行う

仕事は

- テレワークや時差出勤を活用する
- 会議はオンラインを活用するなど工夫して行う

高齢者への新型コロナウイルスワクチン接種

接種券(クーポン券)の発送時期

4月12日(月)から、高齢者(昭和32年4月1日以前に生まれた人)へ順次送付します。

ワクチンの供給予定は

4月の第4・5週にそれぞれ約1,000回分(500人分)の合計2,000回分(1,000人分)が市に供給される見込みです。

接種は高齢者施設などに入所している人から

ワクチンの供給量が市の高齢者人口に比べて限られています。重症化のリスクが高い高齢者が集団で生活する

高齢者施設などは、クラスターの発生を防ぐ必要があることから、施設などに入所している人から順次接種を行います。

接種方法などは

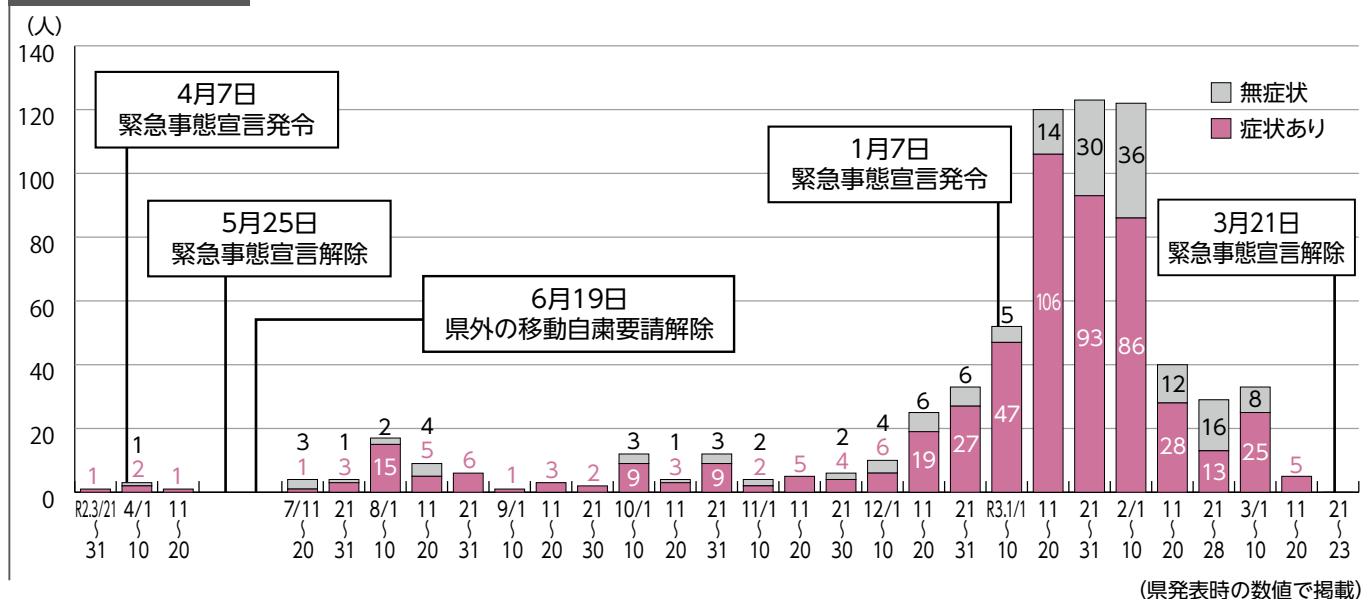
接種券に同封する案内で確認してください。また、広報なりたや市ホームページでもお知らせします。

※くわしくは成田市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター(☎0570-037-567、平日の午前8時30分～午後5時15分)へ。

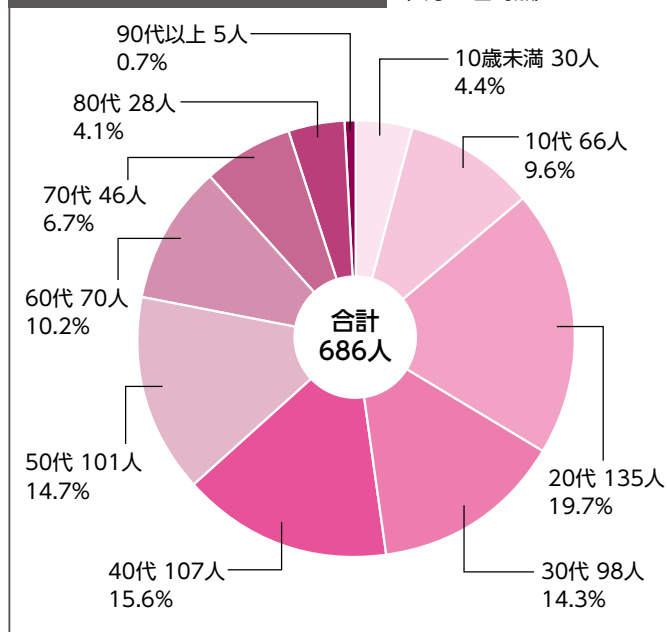
感染症患者の発生状況

市内における新型コロナウイルスの感染者数は3月23日時点で累計686人。緊急事態宣言下での不要不急の外出自粛などにより、新規の感染者数は1月下旬～2月上旬をピークに減少傾向が続いています。

市内の感染者数 (3月23日時点)



市内年代別感染者数・割合 (3月23日時点)



市内感染者の状況内訳 (3月18日時点)

(県提供資料)

感染者数	入院中	自宅療養	ホテル療養	施設内療養	入院調整中など	退院・療養解除・死亡
686人	2人	1人	4人	0人	0人	679人

入院中や自宅療養、入院調整中などの人数は大幅に減少しています。

最新情報を確認するには

新型コロナウイルス感染症に関する情報は、市ホームページなどで随時お知らせしています。

成田市ホームページ

<https://www.city.narita.chiba.jp>



感染者・医療従事者のプライバシーや人権の尊重を

新型コロナウイルス感染症は誰もが感染する可能性があります。感染した人は治療と支援を必要としています。自分や家族が感染したとき、周りの人にどのようにしてほしいかを考え、思いやりの気持ちを持って接しましょう。また、日々感染症の治療に向き合っている医療従事者に対しても配慮をお願いします。

人権に関する相談について

- 法務省ホームページ (http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken02_00022.html)
- みんなの人権110番…☎0570-003-110 (平日の午前8時30分～午後5時15分)
- 子どもの人権110番…☎0120-007-110 (平日の午前8時30分～午後5時15分)
- 外国語人権相談ダイヤル…☎0570-090-911 (平日の午前9時～午後5時)

※くわしくは健康増進課(☎27-1111)へ。